

## 鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

**第 1 条** 鳴門市新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、新庁舎建設に関する事項について専門的な見地から意見を求めることを目的として、鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、基本計画の策定に関し、市が指定する事項に対して幅広い視点から検討し意見を述べるものとする。

(委員)

**第 3 条** 委員会は、委員 8 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、新庁舎建設に関する有識者等で市長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員の任期は、委員委嘱のときから基本計画策定のときまでとする。

(委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

**第 6 条** 委員に対する謝礼は、委員会 1 回の出席につき 5, 0 0 0 円を報償費と

して支払うものとする。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

(会議招集の特例)

2 委員長が不在のときに開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。